



宮 監 公 表 第 7 号
平 成 29 年 2 月 20 日

宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員

山 田 義 郎
神 戸 洋 一
福 井 高 貞
日 高 貞 次



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

建設部（土木課、用地管理課、道路維持課、住宅課、建築課）の平成27年度及び平成28年4月1日から10月31日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

関係各課及び監査室

3 監査の実施期間

平成29年1月10日から平成29年2月17日まで

4 監査の方法

建設部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

- (1) 土木課、用地管理課及び建築課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、道路維持課及び住宅課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(道路維持課)

- ①備品台帳に記載された備品のうち市道上のバス停に設置したベンチ36台(所在場所:道路維持課その他、購入金額88,286円~129,388円、取得日:平成8年10月~平成9年3月)が所在不明となっていた。

(住宅課)

- ①平成27年度及び平成28年度の市営住宅敷地などの行政財産目的外使用許可に係る事務処理について、次のような不備があった。
- ア 使用許可申請書及び使用料減免申請書の必要記載事項について、記載のないものや記載誤りが多数あった。
 - イ 使用許可申請書について、添付書類として必要な配置図等が提出されていないものがあった(27年度48件、28年度47件)。
 - ウ 使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、使用料を免除しているものがあった(27年度1件、28年度2件)。

- エ 行政財産の使用許可に際しその現状を明らかにするため行政財産使用許可台帳に使用者名・住所・使用財産・許可書番号・許可年月日などを記録すべきところ、使用財産の区分・使用料収納状況の記録がされていなかった(全件)。
- ②住宅課が所管している行政財産4箇所(市営住宅)及び普通財産5箇所(市営住宅跡地)について、公有財産台帳が作成されていなかった。
- ③平成27年度空き家相談対応業務委託(その1)及び同(その2)(支出負担行為額:いずれも1,749,600円)に係る契約事務について、仕様書は、契約の適正な履行を確保するため業務内容を明確にする必要があるにもかかわらず、業務内容(空家対策推進事業(空家バンク設置及び青島地域空家対策モデル)に係る空家バンクシステムへの登録や市民からの関係相談等への対応)、業務種別(青島地域空家物件の斡旋及び調査、空家実態調査情報の仕分・整理、空家バンクシステム登録、空家関係相談対応、各種調査の補助)及び業務ごとの作業時間内訳を箇条書きにしかだだけの不明確なものとなっていた。
- ④平成27年度消耗品(フラットファイル)購入について、単価契約物品を購入する場合は単価契約業者から購入すべきところ、契約業者以外のものから購入していた(4件)。
- ⑤普通財産貸付に係る事務処理について、次のような不備があった。
- ア 平成27年度及び平成28年度の宮崎中央農業協同組合に貸し付けている普通財産(松小路土地区画整理事業施行地区内街区番号9画地番号1の宅地)の貸付料について、それぞれ前年分(平成26年分及び平成27年分)の相続税課税標準額(国が定めた路線価(ともに29,000円)に使用面積を乗じた額)に100分の4を乗じた額とすべきところ、平成24年分の国が定めた路線価(30,000円)を用いて算定したため、7,226円を過大に徴収していた。
- イ 平成27年度及び平成28年度の普通財産貸付について、本来公有財産規則に基づいて土地賃貸借契約書を締結すべきところ、行政財産目的外使用許可手続きと混同し「普通財産使用許可申請書」を提出させ、同許可書を交付しているものが多数あった。
- ⑥住宅家賃、駐車場使用料、手数料の徴収に係る手書き領収証綴(つづり)の取扱い及び金融機関への払い込み事務について、次のような不備があった。
- ア 手書き領収証綴(つづり)(領収証No.333051~No.333100)について、現金出納員の職印を押した領収証を発行すべきところ、私印を押印して発行しているものがあった(38件)。
- イ 平成27年度の住宅家賃及び駐車場使用料に係る領収証について、訂正箇所は会計管理者に届け出た認印を押印すべきところ、それ以外の認印で領収月日を訂正し発行しているものがあった(17件)。
- ウ 平成27年度の住宅家賃及び退去修繕費に係る領収証及び手書き領収証綴(つづり)について、領収年月日を記入しないまま発行しているものがあった(3件)。
- エ 平成27年度の住宅家賃完納証明手数料について、直接現金を収納するときは直ちに指定金融機関等に払い込まなければならないところ、数日遅れて払い込んでいるものがあった(2件)。
- オ 平成27年度の駐車場使用料に係る領収証について、領収年月日を誤って記入しているものがあった(2件)。
- ⑦平成27年度及び平成28年度の市営住宅(希望ヶ丘団地、自由ヶ丘団地、生目台団地、国富が丘団地、権現団地、丸山団地)周辺のテレビ電波受信障害対策に係るテレビ共聴線添架料(電話柱)及び共架料(電柱)並びに基本受信料について、債務負担行為を設定せずに執行していた(12件)。